

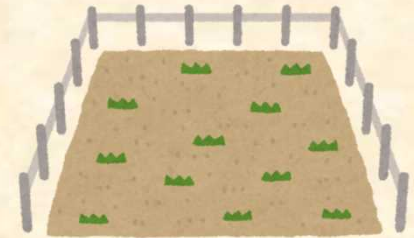
国有地(嘉手納飛行場周辺財産)の個人・民間に対する有償使用許可のご案内

沖縄防衛局では、嘉手納飛行場周辺に所在する国有地(嘉手納飛行場周辺財産)について、当該土地の有効活用を図る観点から、買い入れた土地の行政目的を妨げない範囲で、地方公共団体等への公共的な目的による使用許可のほか、個人、企業等に対しても一定の条件の下、有償での使用許可を行っています。

※ 騒音障害が新たに発生することを防止し、併せてその周辺における生活環境の改善に資するため。

【使用許可の前提条件】

- 居住の目的では利用できません。
- 原状回復が容易な利用に限ります。(プレハブ・舗装・簡易な工作物等の設置は可能です。)
- 利用の方法としては、駐車場、家庭菜園、物置等の設置、資材置き場などが考えられます。
- 利用の申し出があった場合には、内容を審査した上、公平性・透明性を確保するため、公募を行います。
- 使用許可期間は、原則として5年です。
(国側において当該土地の利用需要が発生しない場合、1度に限り使用許可の更新が可能。
更新後の使用期間満了後も引き続き使用要望がある場合は、期間満了時に再度、公募を行います。)



【受付】

- 常時、申出を受け付けます。下記問合せ先に御連絡願います。

【公募の公告】

- 申出のあった土地について、使用が可能と判断される場合は公募を実施します。
- 一筆の募集物件に対し、応募者が複数となった場合は、抽選により使用許可申請者を決定します。
- 詳しくは、【嘉手納飛行場周辺における国有地(防衛省所管)の使用を希望される方へ】(別紙)を参照願います。

【今後の予定】

- 当局としては、今後も個人・民間等に対する有償使用許可を進めてまいります。
次回公募については、適時、本ページにてお知らせいたします。

(参考) 嘉手納飛行場周辺財産位置図

問い合わせ先 〒904 - 0295
中頭郡嘉手納町字嘉手納290 - 9
防衛省 沖縄防衛局 管理部 施設管理課
TEL: 098 - 921 - 8131(内441、444)

嘉手納飛行場周辺における国有地（防衛省所管）の使用を希望される方へ

沖縄防衛局 管理部 施設管理課

防衛省沖縄防衛局では、嘉手納飛行場周辺に所在する国有地（防衛省所管）について、当該土地の行政目的を妨げない範囲で、駐車場、資材置場などの一時的な使用を有償で認めることとし利用希望者を募集しています。

具体的な要望のある方は、下記事項に留意の上、応募（利用計画の提案）をされるか、公募に参加してください。

○ 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと。
（破産者で復権を得ていない者及び国との契約において不正な行為を行ったことのない者）
- (2) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立をしていない者又は申立をされていない者であること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び(4)から(7)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (9) 応募資格の(3)から(8)については、現在及び将来的に当該要件に反することはない旨を誓約し、使用許可後に誓約が虚偽であることが判明し、又は(3)から(8)までの要件に反することとなった場合、当該使用許可の取消をされても異議を申し立てない旨を明記した「誓約書」を提出した者であること。
- (10) 物件を他の者に転貸しようとするときは、転借人も(1)から(9)の要件を満たすこと。

○ 応募方法

- (1) 下記問い合わせ先にご相談ください。
- (2) 担当者が要望の概要をお聞きした上で、土地利用計画書の様式を配布しますので、必要事項を記入して提出してください。
- (3) 利用手続きの流れと注意点は付紙1のとおりです。

○ 使用許可申請者の選定について

- (1) 提出された土地利用計画書を審査し、使用許可の前提条件に適合すると認められる場合は、公募の手続きに入ります。
- (2) 公募は、沖縄防衛局ホームページ上で行います。公募に参加される場合は、公募で示される諸条件への承諾を前提に、所定の要望書、誓約書及び役員名簿を提出してください。（土地利用計画書の提出者も、要望書、誓約書及び役員名簿を提出の上、公募に参加いただきます。）
- (3) 公募への参加者が土地利用計画書の提出者のみの場合、当該者を使用許可申請者に決定します。使用許可の前提条件に適合すると認められる参加者が複数となった場合は、抽選により使用許可申請者を決定します。（土地利用計画書の提出者が使用許可申請者に選定されない可能性もあります。）
- (4) 使用許可申請者に選定された場合でも、上記応募資格の要件を満たさないことが判明した場

合、又、財務省協議によって同意が得られない場合は、使用許可ができないこととなります。

○ 使用許可期間

- (1) 使用許可期間は、原則として5年以内とします。
- (2) 使用期間満了に伴い土地等の返還を行う場合は、許可期間内に原状回復を行っていただきます。
- (3) この物件を公用・公共用として利用の必要のない場合、一度に限り更新が可能です。
- (4) 更新後の使用期間が満了した後も引き続き使用の要望が有る場合は、期間満了時に土地利用計画書を提出の上、再公募により使用許可申請者を決定します。
- (5) 国で使用許可物件を必要とするときは、許可の取消しをする場合があります。

○ 使用料について

- (1) 事前に概算使用料をお伝えしますが、あくまでも要望される際の目安です。
- (2) 実際の使用料については、使用許可申請をいただいたあと提示いたします。
- (3) 使用料については、減額措置等はありませんのでご注意ください。
- (4) 使用許可書発行後、当局が発行する納入告知書により、指定期日までに一括納入いただきます。

【使用許可についての注意事項】

以下に該当する事項がある場合は許可しない。

- ① 国の事務、事業の遂行に支障が生じるおそれがあると判断した場合
- ② 国有財産の管理上支障が生じるおそれがあると判断した場合
 - ・ 産業廃棄物、廃棄を目的とする砂利・土砂、廃材、薬品等の保管場所として使用し、土壌汚染のおそれがある。
 - ・ 国の管理する土地への進入に支障が生じるおそれがある。
 - ・ 営利活動等によって近隣住民と争いが生じ、当局に対する苦情が起こるおそれがある。
 - ・ 振動・騒音・悪臭の著しいもの。
 - ・ 防衛施設の運用に問題が生じるおそれがある。
- ③ 国有財産の公共性、公益性に反する以下の事項があると判断した場合
 - ・ 公序良俗に反し、社会通念上不相当である。
 - ・ 特定の個人、団体、企業の活動を行政の中立性を阻害して支援することとなる。
 - ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。)第2条第2項に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとするもの。
 - ・ 上記のほか、使用収益により公共性、公益性を損なうおそれがある。
- ④ プレハブなど簡易なものを除き、堅固な建物、構築物等を設置する場合(原状回復が容易な利用に限る。)

その他、使用許可上の注意は、「国有財産使用許可書の内容(付紙2)」を参照してください。

○ 問い合わせ先

沖縄防衛局 管理部 施設管理課 行財第1係

電話：098-921-8131(441, 444)

住所：沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納 290-9

嘉手納飛行場周辺財産位置図

